

令和6年度 個人情報保護委員会活動方針（概要）

令和6年3月
個人情報保護委員会

令和6年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

I 基本的な考え方

➤ 個人情報保護法関係

- 官民一元的に個人情報の保護に関する制度を所管する機関として、国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等も踏まえ、必要に応じて個人情報等に関する国の政策の企画立案を行う。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監視を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い効果的・効率的な監視を行う。また、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

➤ マイナンバー法関係

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に積極的に取り組む。
- 特定個人情報保護評価について、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定に則った運用を行う。
- 独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を積極的に行う。

➤ 国際協力

- 我が国が政府一丸となって推進している信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）について、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるD F F Tの推進及び具体化については、委員会が中心となって取り組んでいる。
- 令和6年度も引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

II 具体的な取組

➤ 個人情報保護法関係

1. いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく検討

- 令和2年改正法の施行後3年ごとに、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされている。
- 関係団体や有識者等の幅広いステークホルダーの意見を聴きながら、必要な措置について検討を行う。

2. 令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用に関する取組

- 公的部門に係る規律について、これらの主体において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、引き続き、各主体に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の実施等を通じ、幅広い支援を行う。

3. 監視・監督活動

- 漏えい等事案の報告に対して、発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、機動的に必要な指導・助言、勧告等の法執行を行うほか、必要に応じて注意喚起等を行う。
- 行政機関等に対しては、上記に加え、計画的な実地調査を行う。また、全ての行政機関等に対し施行状況調査を実施し、その概要を公表する。これらの調査を踏まえ、機動的に必要な指導・助言、勧告等を行う。

4. 個人情報等の利活用

- 個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請の両立を図る。
- 個人情報の適正な取扱いに関する自主的取り組みを促すため、令和5年度に公表した事例集等の周知等により、事業者の理解や意識の向上を図る。

➤ 共通事項

1. 個別の政策分野における関係府省との連携

- 各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

2. 国民からの相談・苦情等への対応

- デジタル技術を活用した業務のDX化を推進し、国民等向けサービスの更なる充実化を図る等「総合的な案内所」としての体制の一層の整備に向けた取組を行う。

3. 広報・啓発活動

- 幅広い主体に対して、積極的な情報発信を行う。
- 行政機関等に対して説明会及び研修を実施する。

4. 人材の育成・確保

- 専門的な外部研修への派遣や資格取得支援、チューター制度等により多様な人材の育成を図る。
- 令和7年度からの総合職採用に向けた取組を進める。

➤ マイナンバー法関係

1. 監視・監督活動

- 行政機関、独立行政法人等に対して、定期的な検査を行う。
- 地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無等を分析し、立入検査を行うほか、定期的な報告により、安全管理措置の実施状況等を把握する。
- これらの検査・調査を踏まえ、機動的に必要な指導・助言等を行うほか、必要に応じて注意喚起等を行う。

2. 保護評価

- 改正後の評価指針等が円滑に施行されるよう、評価実施機関への支援を行う。

3. 独自利用事務の情報連携

- 独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講ずる。

➤ 国際協力

1. 個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

- 事業者のニーズに応じた越境移転ツールが選択可能となる国際環境の構築を推進する。

2. 執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

- 国境を越えた執行協力体制、二国及び地域間協力関係の強化及び構築を進める。

3. 国際動向の把握と情報発信

- 収集した情報を広く発信し、国境を越えて活動する事業者が活用できるようにする。

4. 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

- 上記戦略の実現に向けて、国際業務体制の基盤強化及び職員の人材育成を行う。